

令和7年度第2回三重県総合教育会議議事録（概要）

- 1 日 時 令和8年3月2日（月）10:00～11:30
- 2 場 所 三重県庁講堂棟3階131・132会議室
- 3 出席者 （知事） 一見勝之
 （教育長） 福永和伸
 （教育委員） 大森達也、富樫健二、安田悦子
 （有識者）
 ビオス法律事務所 弁護士 白山雄一郎
 東京理科大学 教授 八並光俊
 公益社団法人子どもの発達科学研究所 所長 和久田学
 皇學館大学教育学部 学部長 渡邊賢二（進行）
- 4 議 題 いじめ対策について
- 5 主な意見

項目	意見内容
学校問題ADRの導入に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校が学校問題ADRに過剰に依存しないよう、適切に運用し、学校の負担軽減に活用したい。（福永教育長） ・ 中立的な専門家が関与することで、紛争の深刻化防止や教職員の負担軽減、訴訟リスクの抑制につながる。（富樫委員） ・ 保護者にとって心強い存在になり、学校との信頼関係の構築という点でも有効。学校と家庭が協力しながら、子どもの成長を見守っていくという姿勢が大切。（安田委員） ・ 学校と児童生徒や保護者との間の紛争だけでなく、生徒間や保護者間の紛争にも本制度を活用できないか検討が必要。（白山氏） ・ ADR委員会が事案を不受理にする場合は、説明責任が発生するため、基準を明確にすることが大事。（八並氏） ・ 取組の効果を検証することが重要であり、成果（アウトカム）に関するデータを収集することが必要。（和久田氏）
いじめ対策専門 チーム（仮称） の設置に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達に課題がある子どもがいる可能性もあるので、心理士を中心に、それぞれの子どもの将来を考えてコンサルテーションやコーディネーションをすることが大事。（大森委員） ・ 認知した事案をシステムによりデータベース化することで、個人情報の漏えいによる二次被害も考えられるので、システムの適切な運用が大事。（富樫委員） ・ いじめ防止対策推進法の趣旨等について、市町等教育委員会の教職員を含め、関係者の理解がより深まり、いじめ対応の底上げにつながることを期待。（白山氏） ・ 専門家の選任にあたっては、関係する資格に加えて、生徒指導や学校教育等に関する知識を持っている人を人選することが重要。（八並氏）

項目	意見内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの対応を行う中で、事案によっては、不登校や貧困など他の問題との関連を考えていくことが必要。(和久田氏)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対応については、教職員が民法や刑法など法律の知識を身につけることでより適切な対応が期待できる。(一見知事) ・いじめの未然防止に向けて、弁護士会が行ういじめ予防授業にしっかりと取り組んでいきたい。(白山氏) ・各学校が作成している学校いじめ防止基本方針について、子どもたちや保護者に対して確実に周知することが重要。(八並氏) ・SNSの問題については、教員や保護者が把握することが難しいうえに犯罪と結びつきやすく、全国的に影響するリスクもあることをふまえ、重点的な対策が必要。(和久田氏)